

「半」の思想

不完全な資源の不完全な所有と不完全な管理

菅 豊

1 近代的所有観の支配——「全」であることの病

はじめに——「半」の思想

「半」とは何か——「半」とは、辞書的には、欠けたところない「全」に対する「なかば」の状態であり、それは「不完全」な状態であり、またそれは「途中である」状態で、さらにそれは「割り切れない」状態を意味している。[＊]ある到達点に達し、完全に割り切れる状態である「全」と比べ、「半」はあいまいで落ち着かないため、「半」の状態は往々にして否定的に扱われてきた。とくに、現代に近づけば近づくほど、その「半」は厄介者扱いされてきている。

たとえば、所有という権利。それは、近代に入って「権利」という厳密かつ大仰な表現でとらえられるようになった。近代国家は「全」を目指して制度を整え、人々の

意識を変えることに邁進して、侵しがたい、揺るがしがたい「権利」像を社会に定着させてきた。ここ百数十年間で、一物一権という不可侵の権利を重視し、不完全で割り切れないあいまいな近代的所有観念を否定し、その姿を大きく変貌させたのである。その圧力は相当大きなものだったのであろう、おおかたの現代日本人は、近代的な「所有」というものに何ら疑いをもたずに暮らしている。

身の回りに存在するすべての事物に、所有という固い権利が埋め込まれている。普段の日常生活では、その権利関係をことさらに意識することはないにしても、その関係を確認する必要があるときには、その権利関係が不可侵のものとして浮かび上がることぐらimageできるのが、普通の現代日本人である。そして、その権利関係は、厳格であり、他人のものを勝手に使ったり、他人のものを勝手に売ったり、そして、他人のものを使って勝手に儲けたりすることは、現代日本人にとってかなり気が引ける行為なのである。自分が買ったものは自分のもの、自分が貰ったものは自分のもの、自分が受け継いだものは自分のもの。この「のもの」という表現には、今ではかなり重い社会的意味が込められている。

しかし、この「のもの」を完全にはつきりさせるあり方、すなわち、厳格な所有観というものは、行き過ぎるとかなり異常な非人間的状況を現出させる。モノの流通をスムーズにし、面倒な静いをできるだけ少なくするために、その「権利」の実効性を高めることは致し方ないのであろうが、それが人間の実生活を離れた純粋な空理として適用された場合、むしろ人間が自ら作り出した制度によって支配されるといって、自己疎外に陥ることすらあるのである。

＊1 岩波書店『広辞苑』第五版を参考。

かつて、私は、この厳格で完全な現代的な「のもの」の感覚を深く考えさせられる体験をし、行き過ぎた「全」のあり方に強く違和感を持ったことがある。

通り抜け禁止の道——近代的所有観への違和感

今から一〇年ほど前、北海道のある街に私は住んでいた。私の家から最寄りの駅まで徒歩で約一五分。快適な夏ならば、毎朝、美しい木々を眺めながらの通勤となり、その一五分を厭うことはないのであるが、寒さがつのる豪雪期ともなると、その通勤を一分でも縮めたくするのが人情というものである。

ある夏の朝。私はいつも通り、駅に向けて歩いていった。足早に駅に向かう通勤の人々とともに、私も駅を目指していた。ちょうど、道のりの半ばあたりがT字路になっていた。その突き当たりには大きなマンションがあり、そこを迂回した反対側に駅があった。その日は通勤の人々と歩みを合わせていたせいか、いつもは、気がつかなかった奇妙な光景に心を奪われた。前を歩いている人々のほぼ半分はT字路を右に曲がり、駅の方に向かっていく。ただ、残りの半分ほどの人々が、正面のマンションの敷地に次々と吸い込まれていく。その数は、ひとりや二人ではない。早朝のこの時間帯に、マンションに帰宅するのは不自然だし、駅と反対からこのマンションへやってくるのにも解せない。いぶかしがりながらも、私は、その理由を確かめたくなくて、その人たちの後についてマンションの敷地へ入ってみた。

人々はほとんど奥へと進む。建物の間をすり抜けるようにして歩き続けた。するとどうだろう、最後の細い路地を抜けると、なんと駅のすぐそばへと出ることができた

のである。いつもの経路と比べ、通勤時間を相当短縮できた。そのとき合点がいったのだが、このマンションに吸い込まれていた人々は、駅へ行くために近道をしていたのである。誰が見つけるともなく、いつのまにか、そのルートは地元の人々の近道になっていたのである。私は、すぐに訪れる厳冬期に通勤時間をずいぶん短縮できるこの道を見つけたことにほくそ笑んだ。もちろん、その日からその近道を使わせてもらったのはいまでもない。

それから数ヶ月後のある朝。いつものように、多くの人の列に並ぶようにして、駅へと向かった。ところが、どうであろう。いつも多くの人が吸い込まれるマンションには、その日は誰ひとり入っていない。いや、入ろうとする人もいるのだが、マンションの前で立ち止まっては踵を返し、迂回路の方へと向かっていくのである。何が起ったのか。それは、マンションの入り口に来てみて、すぐにわかった。

「私有地につき関係者以外通抜禁止」××マンション管理組合（傍点は原文通り）

このマンションの住民たちが、通り抜け禁止の立て看板を立てていたのである。それは、注意をかきたてるように、丁寧にも赤枠と進入禁止の標識が付されていた。そして、マンションの奥にはそれを見張るように数人の人影……。私もすぐに、向かう方向を変えたのはもちろんである。その日から、ここを通り抜ける人を、ほとんど見かけることはなくなった。

この近道の話を出した際に、私は「近代的所有」の力の大きさを改めて感じさせられる。もちろん、マンション住民は間違ったことをしてはいないし、彼ら彼女らは、そういうかたちで部外者を追い出す「権利」を持っているのであろう。また、そ



写真6・1 あるマンションの通り抜け禁止の立て看板

のようにして、よそ者を排除する何らかの理由があったはずである。理は所有権を有するマンション住民にあり、非はその通行権を有しないのに近道していた私たちにあり。それ自体は得心できるし、反省もしたのである。

ところがある日、私はさらに、別の「通り抜け禁止」の立て看板に出くわすことになる。それは、排他的な所有の意識、あるいは権利の主張があまりにも極まったものであり、その看板を取り巻く風景は、なんとも奇妙で滑稽なものであった。

そのマンションのすぐそばに、小さな駐車場があった。月極めの賃貸駐車場なのだろう、それを管理する不動産業者の立て看板が立ててある。ある日、懲りない私は、諦めずにさらなる駅への近道を探していた。くだんのT字路を正面に入れないのなら、駅とは反対側を試してみようと、左に曲がってみた。その駐車場は、その道筋にあった。広さはたいしたことはない。車が一〇台も駐まればいっぱいになる程度の広さ。砂利敷きで舗装もされていない。雑草も生えている。ふと駐車場の看板に目を見やると、

「私有地につき通り抜け禁止……」

これまた、ご丁寧に赤色で強調線取りされた看板を眺めて、私は愕然とした。「なぜ、この駐車場を通り抜けしなければならぬのか……？」と。まじめに角を曲がるのを厭い、その駐車場を斜めに突っ切って近道したとしても、数メートル、数秒しか得をしないのである。むしろ砂利敷きで草も生えている。歩きにくく、靴も汚れるこの駐車場を苦勞して通り抜けしてまで、近道しようという酔狂な人物が果たしているのだろうか。この看板は単純に、ある種の権利の主張、「のもの」の強烈な自己主張をし

ているにすぎないのではないか。そして、その「のもの」の主張は、発せられる、ぶつけられる相手もなく、ただ独りよがりにより続けられているだけではないか。

空虚に響くその極端な「権利」の主張と行動——それに接した私は、当然、その駐車場を通り抜けせずに、まじめに道角を曲がってやり過ごしたが、このときばかりは私は、その主張をあたりまえのこととして受け入れることなどできなかった。なぜならば、私は、かつて訪れた土地土地で、それとは異なる多様な「のもの」の感覚、そして、緩やかで人間本意の「のもの」の感覚を体験していたからである。

2 近代的な所有観を揺るがす現実

所有感覚の変容——「半」所有があった時代

かつて、日本のいたるところに、現在、我々が考える理念的な土地使用や所有観——すなわち近代的な完全な所有観——とは別の感覚が、存在していた。他人の土地だけで、自由に使って良いときがある。自分の土地だけど、他人が使うことに口を出すのが憚られることがある。難しくいうならば、所有権という現代において自明のものがある立場からいえば慣習的に制約を受ける場合がある。また反対に、ある立場からいえば制約から逃れることができる。もちろん、そのような状況は、現代的な「権利」といった強い主張ばかりではなく、昔からそうだったというような慣習的な「もの」のあり方も含むのである。そのような所有のあり方が、在地社会には存在してきたのである。



写真6.2 ある駐車場の通り抜け禁止の立て看板

たとえば、環境社会学者の嘉田由紀子は、滋賀県余呉湖で興味深い魚捕りの例を発見している。

余呉湖周辺では、産卵期に水田の水路（サワ）を遡ってくるフナを捕る。その魚の漁獲は入札の対象となり、特定の人に契約によって請け負われ、入札金は区に納められる。しかし、ここで面白いのは次に紹介する水田での魚捕りである。

「ウミ（余呉湖・引用者注）の水位があがると、フナやコイが水田にあがってくる。「真っ黒になるくらい、ぎょうさんフナやコイがあがった」。田植えの後だと、人の歩いた足跡のへっこんだところに沈みこんでいる魚を手づかみにする。フナやコイやタニシはこの水田でつかんでもよかった。子どもだけでなく、大人も、男だけでなく女も、魚をおいかけた。個別の家の所有地と考えられる水田もはばかることなしに、魚影を追いかけた」（嘉田 一九九七・七五）

いわゆる近代的な所有、あるいはその権利に堅く縛られているはずの水田で、その所有とは関係なしに有用資源である魚を捕ることができた時代があったのである。その魚は、必ずしも水田の所有者だけ「のもの」ではなかったのである。すなわち、それは、みんな「のもの」であった。ここに、「他人の土地だけど、自由に使ってよい」「他人の土地に存在する資源だけど、自由に使ってよい」という、近代的な完全な所有観とは異なる感覚を、私たちは感じとることができるであろう。そして、そのような所有のあり方は、近代的な所有観からいえば、あいまいで不完全なものとする否定的にとらえられよう。

このようなあいまいで不完全な所有のあり方を、ここでは「半」所有と呼んでみたい。この「半」所有という所有のあり方は、何もこの余呉湖だけにとどまる特殊なものではない。私がかつて訪れ、垣間見た地方でもかなり普通なことであった。かつての日本の農村社会に存在した、自然と人間のかかわりの多様な局面には、存外、そのようなあいまいで不完全な所有、すなわち「半」所有の感覚が存在していたのである。

「不完全な所有」を生み出す歴史的経緯

茨城県牛久沼。ここには一九七〇年代まで、沼岸の水辺・ヤワラ（谷原）に、ウキタ（浮田）やカキアゲタ（掻き揚げ田）と呼ばれる低湿地水田が存在していた。そういう低湿地に作られた湿田は、高い地面に開かれ水はけがよい乾田であるホンチに対して、カイコンと呼び習わされていた。カイコンは、今はすっかり干拓され昔日の面影もないが、干拓以前には、細い水路が網の目のように複雑に張り巡らされる「水辺の迷路」であった。

カイコンは、人為的に形成された空間であるが、完全に人間によって改造し尽くされた人為的な環境ではなかった。そして、そこから得られる多種多様な産物は、まったくの自然環境から取り出される資源ではなく、人為的環境に生成した資源であった。人間によって管理されるけれども、管理され尽くされないような空間は、人間によって完全に栽培や飼育されるわけではないけれども、人間とのかかわりなしには生まれえない、あるいは増えないような動植物——半栽培の動植物——によって特徴づけられ

〔*〕カキアゲタは、一般的にホリアゲタと呼ばれる。日本の河川湖沼の低湿地に見られる農法で、とくに岐阜県木曾三川中流域、新潟県東蒲原郡の信濃川流域、そして関東の利根川下流域に顕著にみられる（菅 二〇〇三）。

ていた。

牛久沼の周りの村々やその上流域は上郷と呼ばれ、また、沼から流れ出る川の下流域は下郷と呼び習わされていた。そして、この両者にとって、牛久沼は正反対の役割を持っていた。上郷にとって、牛久沼は「悪水落とし」、いわゆる排水路であり、上郷の人々は速やかに水が沼から流出することを期待していた。一方、下郷にとっては、それは水田の水源であり用水路であって、下郷の人々はできるだけ多くの水を沼が湛えることを望んでいた。両者にとって、牛久沼の水量は正反対の意味を持っていた。そのため、当然両者は利害が相反することになり、頻繁に水論がこの地では起こっていた。

近代以降、牛久沼は沼から離れたところに住む下郷の人々「のもの」とされ、沼に直接面した上郷の人々「のもの」ではない。そのような状況には、近世からの複雑な事情が関連している。

近世中期の一七二五年（享保一〇）、牛久藩領牛久村の豪農・桜井庄兵衛が新田の造成を目論み、幕府に願いを出し、これが聞き届けられている。桜井庄兵衛は三七年間にもわたり干拓事業を推進したが、しかし、その苦闘の甲斐もなく、それは失敗に終わった。そして、結果として、工事に要した大きな債務が残された（鈴木一九七六：四一―四七）。

一方、当時より水田を潤す灌漑池として牛久沼を利用し、上郷と治水をめぐって利害が相反していた下郷は、庄兵衛の残した債務を肩代わりし、種々の冥加米を毎年納入することによって、この沼を溜め池として利用する権利を獲得することに成功した。

このような事績が、その後の牛久沼の利用や所有に大きな影響をおよぼすことになる。明治に入ると、一八七六年（明治九）に、地租改正にもなつて牛久沼は下郷の共有地として民有地化されることとなった。その際、上記の近世の事績が根拠とされたのはいうまでもない。そして、一九〇九年（明治四二）には、下郷で「牛久沼普通水利組合」が設立されるにおよんで、それ以降その所有とされた（茨城県史編さん現代史部会 一九七七：三五九）。いわゆる、近代の所有権の確立により、牛久沼の帰属が法的に明確にされた結果、牛久沼沼畔に住み、自分たちのムラの地先を農地や漁場として利用し、生活を維持してきた人々は、法的には沼利用から排除される対象となったのである。

水利権はもとより、その沼底の所有権も下郷の人々のものとなり、牛久沼に接している沼畔の人々は、近代の流れのなかで沼岸や沼中を利用する法的な「権利」を喪失したのである。しかし、沼沿いの低湿地に住む人は、目の前の利用可能な貴重な空間をただ眺め、手を拱いて放っておくことなどできなかった。彼らは、昔と変わらず、細々とウキタやカキアゲタという細切れの田んぼを岸辺に作って、所有者（水利組合）の目を盗んではカイコンにしていたのである。

もちろん溜め池Ⅱ牛久沼の取水の邪魔になるウキタやカキアゲタは、下郷の人々にとっては好ましい行為ではない。また、それは水利組合の土地の不法占拠でもある。このような状況は、所有者にとっては、いたって面白くない状況である。自分たち「のもの」を勝手に、「権利」がないものが使っている。当然、所有者は、「権利」がないものを排除しようとした。しかし、水辺に広がる迷路は、その利用のあり方において



写真63 牛久市新地周辺のカキアゲタ
（一九七〇年代末―一九八〇年代初頭、
岡野重雄氏撮影）

も複雑な関係を生み出しており、その排除は容易ではなかった。

カイコンは、その多くがヨシ、マコモ、ガマなどの水生植物が繁茂するヤワラ（谷原）に囲まれ、見通しが悪く陸からは容易に近づけない。さらに、その年の天候によっては、水没してしまう場所もある。誰がどこの水田を開き、使っているのか、所有者側にとってはあいまいで判然としない。また、発見して潰しても、すぐに近くの住人たちが来ては、新しい田んぼを作っていく。沼から離れた場所に住む所有者が、日常、その行為を監視し、完全に取り締まることなど、とどろい無理な話であった。

不完全な「半」所有

カイコンを勝手に作る人々を排除したい下郷の人々と、隠れてでもカイコンを作りたい牛久沼沿いの人々との間に、いたちごっこが繰り返された。結局、明治末ごろには、下郷の人々の取水の障害にならない範囲で、カイコンは実質的に容認されたようである。

沼周辺の低湿地に点在し、占拠された場所と占拠者を特定しづらいカイコンには、沼から離れたところに住む所有者の管理や規制を直接およぼすことが困難であった。そのため、所有者としての水利組合は、広範な沼を直接管理することを諦め、沼畔の特定者を請負人とし、それに貸与して、請負人がそれぞれ耕作者に貸し付けるという二重貸し付けの方法をとった。しかし、水利組合と請負人との二重の契約関係に不満——借料の負担が重かったのであろう——を持つていた耕作者のなかには、法廷闘争に持ち込んで、より法的に「権利」が明確な水小作権を獲得するものもあった（野口

一九六九・九二―一二二）。

水利組合は、「小作」というある種妥協するかたちで沼畔住民に沼空間の利用を一部認める代わりに、小作地として実効的に管理し、小作料を徴収する管理能力を有した——しかし、その後も閘水田を完全に断つことはできなかったが——。ところが、その小作料は、存外安かった。カイコンは、水田といっても、灌漑設備もない不安定な低湿地水田であり粗放的であった。そのため、あいまいな占拠者を特定し、小作人としてはつきりと定めるためには、それを低く抑えるしかなかったのである。たとえば、昭和初頭の小作料物納時には、一反（約九・九一七四アール）あたり、二斗三升（約三五キログラム）程度であった。この数字では、豊作時には一反七〜八俵（約四二〇〜四八〇キログラム）の生産が可能なカイコンにとっては、うまくすれば小作料の比率が、約七〜八%となり、小作人にとって非常に有利であったと考えられる。もちろん、低湿地水田は大水の害にあいやすく、三年に一度は冠水して不作になるといわれているが、そのような不作の際は小作料の減免があるので、それほど不作を思い煩うこともなかったであろう。農地解放直前の一九四五年（昭和二〇）にもなると、小作料金納制が始まったが、その当時、一反あたり約七〜八円で、普通の水田であるホッチの小作料と比べて一〇分の一程度と低く抑えられていたのである（茨城県史編さん現代史部会 一九七七・三五九）。

このような「小作」化は、「不完全な所有」を、より完全な所有に近づけようとした所有者と耕作者双方の苦肉の策としてとらえることができる。水利組合は、排除という方策を放棄して、利用を認めることで、所有者としての管理能力、所有権の実効

性を高めたのである。一方、これによって牛久沼沼畔住民は、下郷の人々「のもの」の意識の一部を剥落させることに成功した。小作料を納めるという負担はあるが、それによってカアイコンを継続する「権利」という正当性を獲得したのである。

ただし、この「不完全な所有」を、よりはっきりとした完全な所有にする試みは、必ずしもこの小作化の時点で完遂されたわけではない。不完全であいまいな所有の感覚が、そこにはいまだ横たわり続けていたのである。それは、小作料の低さ、不利益からも理解できる。あいまいな所有の状況は、本来、所有者が確保できるはずの収益を、一部減少させている。また、この小作料の低さは、収益面において、さらにカアイコンの耕作者（小作人）の方が所有者よりも有利な状況を生み出した。牛久沼沼畔の村々では、小作人による直接のカアイコン耕作以外に、小作人がさらに別の人にカアイコンを又貸したり、あるいはカアイコンを耕作する権利を売買したりする慣行が行われていた。永小作権は物権であり当然、そのような権利が認められるのである。

大正初頭、カアイコンを耕作する権利が一反あたり一五円程度（当時米一俵六〇七円）、昭和一〇年代に入ると、三〇〇円程度で売買されていたという（茨城県史編さん現代史部会 一九七七・三五九）。また、昭和初頭、カアイコンの小作人が、それを別の人に貸すと一反あたり一俵半の賃貸料を徴収していた。これは、小作人が所有者である水利組合に支払っていた小作料が一反あたり二斗三升であったことからして、かなり大きい。又貸しすると、所有者に比べ二・六倍もの収益を上げていたことになる。

沼の所有者側の「不完全な所有」を、よりはっきりとした完全な所有にする試みによって、沼の非所有者側は、利用する法的権利——永小作権——を獲得できた。これは、

一見、法的にあいまいさが克服されたようにも見受けられる。しかし、実際は、両者ともに、片方だけがすべての「権利」を行使できないという、不確定であいまいな沼の慣習——近代所有権だけでは読み解けない慣習の利用の実態——を、法的に追認したにすぎない。現実の場では、前近代からの慣習と、所有権や漁業権、水利権、永小作権といった近代に分断された制度とが絡まり合い、そしてせめぎあっていた。そのような「不完全な所有」は、「権利」が明確にされた以降も、相も変わらず続いていたのである。

それは近代的所有観からみれば「不完全」な状態であり、またそれは近代的所有に到達する「途中である」状態であり、さらに、それは両者にとって「割り切れない」状態を表現している。その点において、この不完全なあり方は「半」所有と称してよい状況である。近代所有権が保証しているはずの完全な所有を、実質的に遂行できない所有者は、「半」所有というかたちで、沼を一部沼畔の人々「のもの」と意識することを容認し、そして、所有していかない人々は、「半」所有というかたちで沼を自分たち「のもの」として一部使うことができたのである。

3 すべてにおいて「半」であること

「半」所有と「半」管理

「半」所有の状況は、沼畔に生きる人々の沼に対するアクセスを、ある程度制限した。沼の低湿地を水田化するにあたって、沼畔の人々は、ウキタヤカキアゲタという不完

「*3」永小作権は、民法上、その権利が売買され、賃貸借されるという、いわゆる物権としての性格を有する。これは、物権であるために排他性を持ち、土地所有者の意思にかかわらず、その権利を他人に譲り渡したり、その権利の存続する期間内において耕作する権利を賃貸したりすることができる。通常、一般の永小作権では、小作料の減額等は認められていないが、牛久沼のカアイコンの「小作」は慣習的に認められていたようである。永小作権は、民法上、その規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従うものであり、慣習的な「もの」のあり方を現出させている。

「*4」法学的には、一定の範囲の人々の間で反復して行われるようになった行動様式などが「慣習」と考えられ、それは法としての効力を有する。日本では、法の適用に関する通則法第三条において、「公の秩序又は善良の風俗に反しない慣習は、法令の規定により認められたもの又は法令に規定されていない事項に関するものに限り、法律と同一の効力を有する」と「慣習」の法的効力が認められている。また、民法の総則の第九二条にも「法令中の公の秩序に関しない規定と異なる慣習がある場合において、法律行為の当事者とその慣習による意思を有しているものと認められるときは、その慣習に従う」と、「慣習」の効力が認められている。

「*5」日本の民法のなかには、慣習を重視する文例が多く見られる。民法第二一七条、二一九条、二二八条、二二六条、二六九条など、民法には、じつに多様な「慣行」に従う旨の規定が多く認められている。また、共有の性質を有する入会権（民

全で不安定な農法に頼るほかはなかった。これは、治水の技術的な制約という実際的な理由によるところが大きい。一方で、それが不完全であったがゆえに、先に述べたような「半」所有の利益を享受することもできた。

「半」所有の状態では、もし、沼畔の人々が沼の低湿地を完全に乾田化できる技術を保持していたとしても、それを実際には行使することは困難であっただろう。なぜならば、それを行使した場合、開田は明確な不法占拠となり目立ってしまう。それは自ずと所有者の管理能力を高めることとなる。そうなることと監視の目を逃れることは容易ではなくなる。そういう状況で、乾田化を試みることは、生産面において自然災害のリスクを低減させ、生産性を向上させるものの、それ以上に社会的なリスクを高めたであろう。不安定な社会状況のなかでは、不安定で不完全な農法がむしろ、より適切であったといえる。

さらに、その不完全な農法は、沼とともに生きる人々の生活維持に大きく寄与していた。カイコンで行われるウキタやカキアゲタは、維持するためには労力を伴うが、造成するだけならば比較的容易である。カキアゲタはヤワラを刈り取って、川や沼の泥を鋤簾で掻き揚げ、かさ上げした水田である。もともと頻繁に冠水する低湿地であったため、低湿地を掘り込んでミヲ（水路、堀潰れ）を作り、掘削した残土を盛り土として積み上げ、昇級した低湿地を水田とする農法である。したがって、細長い長方形のカキアゲタとミヲが櫛状に交互に並んで形成される。カキアゲタの間に深く入り込んだ入り江状のミヲは、イリコミと呼ばれ、集落へ続く船着き場があり、舟運に使われていた。

ウキタは、カキアゲタに比べ、さらに水面より作られる湿田で、本来はヤワラにもなっていない浅い水面を用いる。沼に生い茂るマコモの固まり根（ケド）を刈って、そのような浅い水面まで運んで、その上に周りの沼の泥を鋤簾で掻き揚げ陸地化することで、陸地から隔たれ島状になって沼中に分布する。

ウキタもカキアゲタも、天候の変化、そしてそれに伴う牛久沼の水位の変化に大きく影響を受ける湿田で、作柄的にはホンチに比べ不安定であった——必ずしも生産量の低さを意味しない——。また、それは手を入れずに放っておくと、すぐに原野や水面に戻ってしまうという不完全さも持っていた。さらに、水田が不整形で細分化されており、沼中に点在するため、農作業やその維持に手間がかかる非効率な耕作法であった。カイコンでの耕作は、ホンチなどの乾田と比べると、不安定で不完全、非効率だったのである。

しかし、そこでのウキタやカキアゲタという農法は、水深二メートルほどの堀潰れのミヲを生み出し、それは、沼周辺に網の目状に複雑な水路——迷路を形成させることとなった。カイコンは、もとの低湿地と変わらぬくらいに低湿なままであり、さらに、乾田化するよりも多様な自然相を留め、結果、多様な自然資源を沼畔の人々に供給するのに寄与してきた。カイコンは、低湿であるがゆえに、一九七〇年代までは完全に乾田化されることなく、周辺にマコモやヨシ、ガマが多く生える遷移帯であるヤワラを広く残していた。そこはビオトープとなり、多くの多様な動植物を育む。たとえば、牛久沼の一部が低湿地水田化されることにより、その周りがよい漁場となったのである。ミヲやイリコミ

法第二六三条）、永小作権（民法第二七七条）、共有の性質を有しない入会権（民法第二九四条）なども、規定と異なる慣習があるときは、その「慣習」に従う」とされている。この慣習に従うという法的譲歩がなされているものが、入会権や永小作権という往々にして近代的所有権に抵触してきた、前近代の所有のあり方であることを、私たちは再確認すべきである。そして、そのあり方が、近代国家において厄介者扱いされ、消し去られた「半」の思想が具現化したあり方であったことに、気がつかなければならぬ。



写真6.4 つくば市下岩崎周辺の水田の利用（米軍撮影空中写真をもとに作成。一九四七年九月一日）

は、まさに漁場であった。さらに水鳥たちも生息しやすい環境となった。そして、その周辺に住む人々は、水辺を利用するなかで、無意識により多様な自然空間を生み出し、その結果、そこに棲む動植物を生活の資源として積極的に利用していたのである（菅 一九九四）。そこでは、自然の改変は、必ずしも自然の根本的な破壊と結びついてはいなかった。むしろ、魚類や鳥類などにとっては有利な生息環境、そして人間にとっては獲得に有利な環境を生み出していたようである。

たとえば、ミヲではモミケやオダという漁法が行われていた。モミケ漁は、一種の追い込み漁で、網の目状の水路をうまく使う漁であった。ミヲの入り口に数人で兩戸の戸板を持って入り、ミヲが袋小路になっているイリコミまで、魚を逃がさぬように追い込んで、これをタモで掬うという漁である。この漁法は夏場の濁水期に行われていた。

一方、冬場に行われていたのがオダ漁である。これは自分が使っているウキタヤカキアゲタの脇のミヲにマツなどの木材を投入し、密に組んで、冬期にそのなかに潜伏する魚類を捕る漁法である。オダは、一種の魚礁である。

沼畔の人々は、カイコンでの低湿地稲作だけではなく魚捕り、貝採りなど多様な資源を複合的に利用することによって、その生活を維持していたといっても過言ではない。そして、その資源の生成自体が、低湿地における人々の複合的な利用と密接な関係を取り結んでいた。カイコンは、単に水田としての役割があるだけではなく、漁場としての役割も持ち合わせているのであり、稲作と内水面漁撈という活動を複合的に営むことが、カイコンでの活動の本質的な姿なのである。

たしかに、カイコンでの稲の生産はホンチなどの乾田に比べ見劣りする。それは、稲作中心の観点からいえば不安定で不完全、非効率的な管理だといえる。また、それは乾田化される前の「途中である」湿地であり、それは半ば自然性を残した人為的空間である。水辺の動植物が生存する空間——^{ツリシス}迷路——は、人為的に形成されたのであり、直接の動植物への介入はなくとも、人の生活に寄り添う動植物を生み出していたのである。それは、まったくの自然環境から取り出される資源ではなく、低湿地水田という人為的環境と不可分に生成した資源なのである。それは明確に企図されたプランニングによって作られた資源ではないものの、人為的な間接的介入の結果、生成されたものである。その意味で、このカイタクは「半」管理された空間であり、それを取り巻く動植物はある意味「半」栽培化された存在ということができよう。牛久沼において、この多様な動植物資源利用を可能とする「半」管理、あるいは「半」栽培の環境形成に、結果的に——あくまで結果として——先に述べた「半」所有の状況はプラスに作用したようである。下郷の人々の「全」所有であった場合は、水辺には^{ツリシス}迷路は形成されなかっただろうし、上郷の人々の「全」所有であった場合は、それはよりいっそう強い働きかけを受けて、より自然性を失うかたちで改変されていたことであろう。

いろいろな「半」があった時代

「半」所有のようなあいまいな状況は、先にも述べたようにそれほど珍しいものではない。とくに日本の山野河海では、普通にみられる状況であったともいえる。たと



写真6・5 ミヲにおけるオダ漁（一九七〇年代末～一九八〇年代初頭、岡野重雄氏撮影）。水田をカイコンすることは、漁場を作ることでもあった



写真6・6 オダ漁での漁獲。かつては低湿地水田が大量のコイやフナを生み出していた（一九七〇年代末～一九八〇年代初頭、岡野重雄氏撮影）

えば、牛久沼と同じ湖沼ではあるが、千葉県手賀沼での水辺の利用も、同様に「半」所有・「半」管理という視角からとらえることができる。

そこでは、第二次世界大戦中までガンやカモを捕る水鳥猟が行われていた。そこは、江戸時代より日本最大の水鳥猟が行われ、江戸・東京の最大の水鳥供給地であった。経済的に大きな貢献をその水鳥猟は果たしていたために、沼周辺の集落は鳥猟組合という組織とルールを作り、厳格に猟場を管理していた。手賀沼は、水鳥猟をめぐる厳格な社会システムで集落、あるいは集落を統合する集落連合によって共的に管理されていたのである。手賀沼周辺には、集落が持つ共有地と、個人の私有地が存在していたが、集落による厳格な管理のせいで、土地所有者は、自分が所有する土地に使用制限が加えられていた。自由な開墾は、もちろん禁止。また猟期には、自分の土地への立ち入りも禁止された。集落の規定により、個人の所有権に含まれる使用する権利が強く制約を受けていたのである。この状況も牛久沼と同様に、あいまいで不完全な「半」所有の状態と云ってよからう。所有者は、「半」所有に甘んじるほかなかったのである。

しかし、そのような制限によって、水鳥の生息地は保存され、江戸・東京を支える水鳥の集団は二〇〇年以上も継続されたのである。この沼の環境は、牛久沼のように人為的な環境の改変によってもたらされたものではなく、反対に人為的な環境の保存——手を加えないという人為——の営為によってもたらされたものである。しかし、両者とも、自然に対し征服的ではない人為性という面からみれば、共通した方向性を持っていったようである。その自然の非征服的人為性は、何も自然に本源的価値や優位性を認め、それを保護するために意図して制限したものではない。それは、技術的制約はもちろんのこと、ややこしい人間関係などの社会的制約、経済的制約といった種々の制限要素によって規定されたあり方なのである。こういう企図しない環境保全——利用を前提にした二次的な行為——も、「半」管理に含めて考えることができるであろう。

さて、さらに沼から離れた陸上の水田に目を転じてみたい。手賀沼周辺の水田は、水鳥猟をめぐる社会システムが公認した猟場ではない。しかし、じつはそこでも密かに水鳥猟が行われていた。そこは、子どもたちが、親の猟具をこっそり持ち出して遊び半分で水鳥を網にかける場所であったし、鳥猟組合に入っていない零細な家が密猟を行う場でもあった。手賀沼ではこのような密猟をカジツバリと呼ぶが、これは明らかに密猟ではあるものの、徹底して取り締まられるということはなかった。むしろ、正式の猟場である沼上の密猟の取り締まりに手一杯で、量もたいして捕れない水田の密猟などを血眼になって咎める暇もなかった。また、カジツバリをする側も、かなり用心深く——遠慮深く——密猟を行い、新月の夜半のみ行って、朝方にはすっかり綺麗に猟の跡を消すくらいに配慮は怠らなかつた。

このカジツバリも、水田の所有者と実際の密猟者との関係でいえば、利用の面でずれている。他人の土地で平気でやられていたのである。その点から、やはり使用権が所有者に独占されない「半」所有ということが出来る。さらに、水鳥の「所有者」——少なくとも鳥猟組合員は水鳥を自分たち「のもの」と思っていたらう——も、その獲物の一部を黙認というかたちで所有していない人々に分け与えざるをえなかつた。



写真6・7 手賀沼の水面。第二次世界大戦前まで全国有数のガン・カモ類の飛来地で、それは捕獲され東京へと販売されていた（一九八〇年代末撮影）



写真6・8 戦前のボタナ猟の再現風景（一九八〇年代末、森田康志氏撮影）。第二次世界大戦前まで、手賀沼では鳥もちを細縄につけて水面に流し、ガン・カモ類を絡め取るボタナ猟やハリキリ・アミ猟が行われていた。このような表の猟に随って、カジツバリは行われていた

これもまた不完全な所有「半」所有であるといえる。この「半」所有の空間は、単なる労働の空間ではなく、楽しんで、弱者を救済したり——制度としてではなく結果として——する空間としての機能が備わっていた。それを可能にしたのが、所有の「半」のあり方なのである。

おわりに——「半」の思想の復権

このような「半」の事例をいくつか並べてみると、ある共通した「半」のあり方を知ることができる。

かつて、私たちの社会には、完全な所有を履行しない、あるいは履行できない「半」所有のあり方があった。それは、管理があまりない状況、不完全な状況、すなわち「半」管理される資源と密接にかかわっている。きっちりした完全な管理を受けた資源——じつはこれは日本では元来少ない——、すなわち、栽培化や家畜化といったプロセスを強度に経た資源には、「半」所有のあり方はあらわれにくいといえそうである。

さらに、その「半」所有・「半」管理というあり方によって獲得される資源は、社会的・経済的に「半」の意味を持つものが多い。すなわち、資源は認知的に階層化されるのであり、特別な価値を与えられる、あるいは特別の位置づけがなされる、また、特別の認知がなされる資源は、一般的に「半」所有・「半」管理のあり方にそぐわない傾向があるようだ。たとえば、水田の稲は、やはり水田の所有者、あるいは使用が厳密に特定された使用者——小作人など——によって、完全に所有され、完全に管理される。一方、水田の魚は、水田の所有者、あるいは使用が厳密に特定された使用者に

よって、完全に所有されるわけではなく、完全に管理されるものでもない。水田の稲は、魚に比べて価値が与えられ、譲れない位置に置かれ、「のもの」と認知されているのである——あくまで相対的に。

水田の魚のような資源は、ある社会状況、経済状況において不完全な資源価値を有する。したがって、所有という枠組みからこぼれ落ちる、あるいはお目こぼしを受けることができる。さらに、それは、それほど丁寧に人々によって手をかけられるものではない。むしろ、栽培とは対極にある野生性を失っていない。しかし、それは完全に野生であるのではなく、人為的な環境、あるいは他の人為的営みと密接に関係しているのである。その意味で、人間によって「半」管理された資源なのである。

このように考えると、近代という時代が、「半」所有・「半」管理などのあり方から、「半」のあり方を刮ぎ落とし、「全」へと切り替えようと奮闘努力してきた時の流れであったことが理解される。それは、完全に確固たる所有を目指し、完全に管理される動植物を育て、完全な価値を持つ資源とするために邁進した時代であったといってもよい。

もちろん「半」のあり方に、過剰な美しさや価値を見出すべきではない。それは、「全」になれない限界性から、結果として、あるいは、抗うことができずに「半」であったにすぎない。しかし、それにしても間違いなくその「半」を享受し、「半」を楽しみ、「半」によって救われた人々が存在したのである。

現在、この「半」の思想の復権が、明示的ではなくとも、すでにさまざまなかたち、さまざまな場面で試みられている。近年注目されているコンズ論——「公」と「私」

の間にある論理——や順応的管理——不確実性を認める管理——、市民調査——専門家と非専門家の間に生まれた知の営み——といった資源管理や環境ガバナンスのあり方、考え方を注視すると、それらのなかに、まさにあいまいさや不確実さを受け止め、人間の営為の極度な行き過ぎを是正する「半」の思想が貫かれていることに気づかされるであろう。いま、「全」が行き過ぎた時代に生きる私たちは、じつは無意識に「全」に対する「なかば」の状態、「不完全」な状態、「途中である」状態、「割り切れない」状態を敢えて受け入れ、容認する方向性を生起させつつある。

「半」の思想が、いま蘇る。

参考文献

- 茨城県史編さん現代史部会 一九七七『茨城県史料・農地改革編』茨城県
嘉田由紀子 一九九七『生活実践からつむぎ出される重層的所存観』『環境社会学研究』三三：七二—八五
菅豊 一九九四『「水辺」の開拓誌——低湿地農耕は、果たして否定的な農耕技術か？』『国立歴史民俗博物館研究報告』五七：六三—九四
菅豊 二〇〇三『「水辺」の開拓史——近世中期における掘り上げ水田工法の発展とその要因』『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇五：三五七—三八〇
鈴木光夫 一九七六『史跡散策』牛久町教育委員会
野口武太郎 一九六九『牛久沼——水論の歴史地理的考察』（非売品）

■編者紹介

宮内泰介(みやうち・たいすけ)

北海道大学大学院文学研究科教授。

専門は環境社会学・メラネシア研究。

おもな著作は『コモンズの社会学』(共編著、新曜社、2001)、『カツオとかつお節の同時代史』(共編著、コモンズ、2004)、『コモンズをささえるしくみ』(編著、新曜社、2006)など。

フィールドワークや市民調査から小さな「社会」を掘り起こすことを自らに課しています。

半栽培の環境社会学——これからの人と自然

2009年10月30日 初版第1刷発行

編者 宮内泰介

発行者 齊藤万壽子

〒606-8224 京都市左京区北白川京大農学部前

発行所 株式会社昭和堂

振込口座 01060-5-9347

TEL(075)706-8818 / FAX(075)706-8878

ホームページ <http://www.kyoto-gakujutsu.co.jp/showado/>

©宮内泰介ほか 2009

印刷 中村印刷

ISBN 978-4-8122-0934-9

*落丁本・乱丁本はお取り替え致します。

Printed in Japan

■執筆者紹介(執筆順)

佐藤 哲(さとう・てつ)

長野大学環境ツーリズム学部教授。

専門は生態学・地域環境学・環境保全学。

おもな著作は「環境アイコンとしての野生生物と地域社会——アイコン化のプロセスとサービスに関する科学の役割」(単著、『環境社会学研究』14、2008)、『環境——文化と政策』担執筆、東信堂、2008)など。

アフリカの湖、石垣島のサンゴ礁などで、実践的な地域環境学を展開しています。

岩松文代(いわまつ・ふみよ)

北九州市立大学文学部准教授。

専門は竹文化論・森林文化論・環境社会学。

おもな著作は「山村集落の『観光化』に関する研究——『茅葺きの里』の形成過程を中心に」(東京都大学農学研究科博士論文、2003)、『竹林資源利用の再構築に向けて——竹林翁の知識・の体系化』(単著、東京財団短期委託事業研究報告書、2005)など。

半栽培概念を通して生態学への関心が高まりました。植物の可能性を考えたいです。

黒田 暁(くろだ・さとる)

法政大学サステナビリティ研究教育機構エコ地域デザイン研究所RA(リサーチ・アドミニレーター)。専門は環境社会学。

おもな著作は「『身近な自然』をめぐる地域活動の可能性——都市近郊林から発せられる『問い共有』」(単著、『環境社会学研究』11、2005)、『河川改修をめぐる不都合からの合意形成——市西野川環境整備事業にかかわるコミュニケーションから』(単著、『環境社会学研究』13、2007)など。

人と自然のかかわりから生まれる自然・人・社会それぞれの変化に関心があります。

埜 狼星(はなわ・ろうせい)

同志社大学非常勤講師。

専門は人類学・アフリカ研究。

おもな著作は「コンゴ共和国北部における焼畑農耕民と狩猟採集民の相互関係の動態」(単著、『アフリカ研究』64、2004)、『朝倉世界地理講座 12 大地と人間の物語』(分担執筆、朝倉書店、2007)など。

「バナナの足」研究会の仲間と、バナナに関する本の出版を準備しています。

菅 豊(すが・ゆたか)

東京大学東洋文化研究所教授。

専門は民俗学。

おもな著作は「川は誰のものか——人と環境の民俗学」(単著、吉川弘文館、2006)、『人と動物 日本史3 動物と現代社会』(編著、吉川弘文館、2009)など。

日本と中国をフィールドに、人間幸福に向けての自然と文化の管理について考えています。